

別添 1

下関市満珠荘  
指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

下関市福祉部長寿支援課

## 目 次

1. 本施設の概要
2. 公募に関するスケジュール
3. 指定期間
4. 申込の資格
5. 申込方法・提出書類等
6. 選定（審査）の基準
7. 指定管理者が行う管理運営業務の基準及びその範囲
8. 管理運営業務の範囲外の事業
9. 指定管理料等に関する事項
10. 協定に関する事項
11. その他の留意事項

## 下関市満珠荘指定管理者募集要項

下関市満珠荘（以下「本施設」という。）は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）の規定に基づき設置された火の山公園（都市公園）に所在する公園施設の一つです。

公園施設としては、同法第２条第２項第３号の休養施設（都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第５条第２項第２号の地方公共団体が条例で定める休養施設）に当たります。

現在、本施設の管理は、下関市（以下「市」という。）が指定した指定管理者（地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が実施していますが、その指定に係る期間（以下「指定期間」という。）が令和９年３月３１日をもって終了いたします。

ついては、令和９年４月１日以降の本施設の管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、より効率的かつ効果的な管理を行い、本施設の効用を最大限に発揮させるため、地方自治法第２４４条の２第３項、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第２６号。以下「手続条例」という。）第２条及び下関市満珠荘の管理等に関する条例（平成２２年条例第６３号。以下「管理条例」という。）第１０条第１項の規定に基づき、指定管理者を公募します。

指定管理者への応募に当たっては、この要項（以下「本要項」という。）及び添付書類を熟読の上、期限までに申込書類を提出してください。

### １ 本施設の概要

#### （１）名称

下関市満珠荘

#### （２）所在地

下関市みもすそ川町３番７５号

#### （３）設置目的

高齢者をはじめ、多くの市民が気軽に利用できる健康増進と休養のための場を提供すること。

#### （４）設置目的を達成するためのビジョン（今日的な施策）及び指標

（ビジョン）

海峡を望む絶景と豊かな自然を活かし、休養及び健康増進のために利用者が快適に過ごせる空間づくり及びきめ細やかなサービスを提供する施設であること。

このビジョンを達成する上で、快適に過ごせる空間づくり及びきめ細やかなサービスの提供として、管理運営業務に加え、レストランや売店等を設置することで、より一層利用者にとって休養及び健康増進に繋がると考えている。

(指標)

- ① 日帰り入浴者数
- ② 宿泊者数

(5) 開館

平成24年2月25日（リニューアルオープン）

(6) 管理物件

別紙1下関市満珠荘の指定管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）1 施設の概要のとおり。

## 2 公募に関するスケジュール

- ・ 現場説明会 令和8年8月19日（水）
- ・ 申込受付 令和8年8月21日（金）から  
令和8年9月11日（金）まで
- ・ 指定管理候補者の選定 令和8年10月上旬頃
- ・ 指定管理者の指定 令和8年12月議会に指定議案を提出し、議決を受けた後に指定
- ・ 基本協定の締結 令和9年1月から3月まで
- ・ 年度協定の締結 令和9年4月1日（管理運営の開始）

## 3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

## 4 申込の資格

次の（1）から（5）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又はその共同事業体での申込みとし、個人での申込みは、受け付けません。

なお、単独で申し込む団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の共同事業体の構成員である団体は、他の共同事業体の構成員となることも

できません。

- (1) 宿泊施設の管理運営の経験を有していること。
- (2) 市内に事業所、営業所等を有している、又は申込時まで設置していること。
- (3) 次のいずれにも該当していること。
  - ① 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
  - ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
  - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
  - ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けている場合にあっては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
  - ⑦ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が①から⑥までの条件を満たすとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
    - ア 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
    - イ 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時まで、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。
- ※ 共同事業体での申込みにあっては、(1)及び(2)の要件は、代表団体が満たしている場合に、申込手続を行うことができることとします。
- (4) 甲種防火管理者及び食品衛生責任者の資格を有している（全ての資格を配置する従業員1人が有し、又はそれぞれの資格を配置する別々の従業員が有していることも可。）従業員を配置することができること。共同事業体での申込みにあっては、構成員のいずれが配置してもかまわない。
- (5) 5（5）に示す現場説明会に参加すること。

## 5 申込方法・提出書類等

### (1) 提出書類

- ① 申込書（様式第 1 号）
- ② 申込資格を有していることを証する書類
  - ・定款の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
  - ・団体（共同事業体にあつては、全ての構成員）の納税証明書
  - ・4（2）及び同（4）については、資格を有することを証明するもの（写し）
- ③ 事業計画書（様式第 2 号）
- ④ 収支計画書（様式第 3 号）
  - ・各項目別の内訳を詳細に記入すること。（様式第 3 号別記 1）
  - ・令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年度分を提出すること。
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書面
  - ・組織の概要、経営状況の判断及び業績見通し、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録等
- ⑥ 誓約書（様式第 4 号）
- ⑦ 事業説明書（様式第 5 号）
  - ・平等かつ公平な利用の確保について
  - ・応募の動機、意欲
  - ・利用促進、利用拡大の取組内容
  - ・地元での雇用確保
  - ・第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制
  - ・施設の維持管理
  - ・市への要望、提案等
- ⑧ 共同事業体結成届出書（様式第 6 号）（共同事業体による応募の場合のみ）
- ⑨ 自主事業に伴う利益の活用方策（様式第 7 号）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出部数

正 1 部、副 10 部（副は、複写可）

### (3) 申込書等の配布

申込みに必要な書類は、市のホームページからダウンロードしてください。なお、紙での配布を希望される方は、②問い合わせ先までご連絡ください。

① 配布期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月14日（金）まで  
（紙での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 問い合わせ先

山口県下関市南部町1番1号

下関市福祉部長寿支援課

電話 083-231-1168

（4）申込受付期間

提出書類は、①提出期間の②提出時間内に、③提出窓口まで持参してください。  
持参以外の方法による提出は受け付けできません。また、提出期間終了後は、提出書類の変更及び追加はできません。

※ 提出期間終了後に、申込資格に関する未提出書類があった場合、申込資格無しとして処理しますので、十分ご確認の上、提出をお願いします。

① 提出期間

令和8年8月21日（金）から令和8年9月11日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出時間

午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

③ 提出窓口

（3）② 問い合わせ先と同じ

（5）現場説明会の開催

① 開催日時

令和8年8月19日（水） 午前10時00分から

② 開催場所

下関市満珠荘（下関市みもすそ川町3番75号）

③ 内容

本要項の説明、施設見学及び参考資料配布（利用状況等）

④ 参加人数

1団体（1共同事業体）につき2人まで

⑤ 参加申込

参加を希望する団体及び共同事業体は、現場説明会参加申込書（様式第8号）  
に記入の上、令和8年8月12日（水）までに次の【受付メールアドレス】へ

電子メールにより提出してください。

なお、共同事業体での応募の場合は、(1) ⑧共同事業体結成届出書(様式第6号)を併せて提出すること。

【受付メールアドレス】 [fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

#### (6) 募集要項等に関する質問方法

##### ① 受付期間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月21日(金)午後5時まで

##### ② 質問方法

本要項、仕様書その他の配布資料について質問がある場合は、「質問票(様式第9号)」を(5) ⑤の【受付メールアドレス】へ電子メールにより提出してください。電話、来訪等口頭による質問は受け付けません。

##### ③ 回答方法

受け付けた質問については、現場説明会に参加された全団体に対して随時電子メールにより一斉に回答します。

## 6 選定(審査)の基準

### (1) 指定管理候補者の選定

手続条例第4条に基づき審査し、指定管理候補者を選定します。

#### ① 資格審査

下関市福祉部長寿支援課において、申込者の申込資格要件の適否について審査を行います。

#### ② 下関市指定管理候補者選定委員会

下関市指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、審査を行います。

#### ③ 審査の基準、審査項目

提出された事業計画書等について、別紙2指定管理候補者選定(審査)の基準(案)に基づき審査する予定ですが、選定委員会において変更される場合があります。

なお、選定委員会では、プレゼンテーションを行い、ヒアリングを受けていただく場合があります。

また、応募団体が1団体の場合でも、選定委員会において定める最低制限基準に満たないときは選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け、



最低制限基準を満たした場合は選定し、再度の提案においても最低制限基準を満たさないときは、原則、再度公募を行うこととします。

(2) 指定管理候補者の決定

選定委員会での審査結果に基づき、指定管理候補者を決定し、申込みがあった団体に対して結果を通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

(3) 指定管理候補者の取消し

指定管理候補者が、地方自治法第244条の2第6項の規定による下関市議会での議決（以下「指定の議決」という。）を経る前に、指定管理者に指定することが著しく不適當又は不可能と認められる事由が生じたとき又は指定の議決が得られなかったときは、その選定を取り消します。なお、指定管理候補者の責めに帰すべき事由により取消しを受けた場合で、管理運営業務の実施が延期になる等、市に損害が発生したときには、市は、指定管理候補者に損害賠償請求を行うことがあります。

(4) 指定管理者の指定及び基本協定等の締結

指定管理者の指定は、指定の議決を経て市長が行います。指定後、指定管理者は市と協議の上、管理運営業務の細目について基本協定及び年度協定を締結していただきます。

(5) 指定管理者の指定の取消し

① 指定管理者が、協定の締結までに、管理運営業務の実施が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

② 指定管理者が協定締結後、次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。また、収受した利用料金の全部又は一部の市への納付、市に損害が発生した場合には損害賠償の支払等を求めることがあります。

ア 管理条例又は基本協定の規定に違反したとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求若しくは調査に対して、これに応じず若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を妨げたとき。

ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

エ 本要項に定める資格要件を失ったとき。

- オ 申込の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理運営業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。
- キ 指定管理者の管理運営業務に直接関わらない法令違反等により、管理運営業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断される時。
- ク 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務が行われないとき。
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症のまん延等の市又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により、管理運営業務の継続が著しく困難になったと判断される時。
- コ 指定管理者から指定の取消し又は管理運営業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。
- サ 本施設が公の施設として廃止されることとなったとき。
- シ その他市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

## 7 指定管理者が行う管理運営業務の基準及びその範囲

### （1）管理運営業務の内容及びその水準等

管理運営業務の内容等については管理条例、本要項、仕様書、基本協定及び申込時に提出された事業計画のとおり行っていただきます。また、本施設の設置目的及びビジョンに基づく指定管理者が達成すべき目標値を、市で設定した指標を基に指定管理者と協議の上、年度協定において定めることとします。なお、市で想定する目標値は、①日帰り入浴者数を41,000人以上、②宿泊者数を7,200人以上とします。

### （2）口座管理

指定管理者が本施設の管理運営のために使用する預金口座については、専用の口座を原則としますが、管理運営業務の実施上必要な場合には、市と協議の上、複数の口座を使用することもできます。

### （3）情報管理

- ① 指定管理者の管理運営業務の実施に伴う個人情報の取扱については、別紙3 個人情報取扱特記事項によることとします。
- ② 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及

び下関市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第３５号）の趣旨にのっとり、管理運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩<sup>えい</sup>、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることとします。

③ 指定管理者又は管理運営業務に従事する者は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他に使用しないこととします。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とします。

④ 指定管理者は、管理運営業務の実施に当たり保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、下関市情報公開条例（平成１７年条例第１６号。以下「公開条例」という。）の規定に準じて公開を行うこととします。なお、情報公開の請求があった場合は、市に報告することとします。

⑤ 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たって指定管理者が保有する文書を、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、下関市文書取扱規程（平成１７年訓令第４号）に準じて保存することとします。また、指定期間満了時に市の指示により、引き渡していただくことがあります。

（４）しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項

管理運営業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙４特記仕様書（環境編簡易）のとおりとします。

（５）下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

管理運営業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）による措置については、別紙５下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとします。

（６）指定管理者が付保しなければならない保険

① 旅館賠償責任保険

|           |        |        |
|-----------|--------|--------|
| 施設事故（人身）  | １名につき  | １億円以上  |
|           | １事故につき | １０億円以上 |
| 施設事故（物損）  | １事故につき | １億円以上  |
| 生産物事故（人身） | １名につき  | １億円以上  |
|           | １事故につき | ３億円以上  |
| 生産物事故（物損） | １事故につき | ５０万円以上 |
| 受託物事故     | １名につき  | ３０万円以上 |

1 事故につき 60 万円以上

② 宿泊者賠償責任保険

1 名につき 100 万円以上

1 事故につき 100 万円以上

③ 自動車自賠責保険（社用車を保持している場合）

④ 自動車任意保険（社用車を保持している場合）

対人賠償・対物賠償 無制限

人身障害 1 名につき 3,000 万円以上

搭乗者障害 1 名につき 500 万円以上

⑤ 個人情報漏洩責任賠償保険

賠償責任 1 事故につき 5,000 万円以上

個人情報漏洩対応費用 500 万円以上

⑥ 仕様書「5 リスク分担」で、指定管理者が負担する損失に係る保険

※⑥で付保する保険については、様式第2号事業計画書「緊急時対策について（2 その他緊急時の対応）」欄に記入すること。

（7）障害者施設等への配慮

国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を理解し、可能な限り、障害者就労施設等への発注について配慮すること。

（8）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消に向けた下関市指定管理者対応マニュアルに沿った適切な対応をとること。

（9）協議

管理運営業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議し、決定することとします。

8 管理運営業務の範囲外の事業

（1）自主事業

指定管理者は、管理運営業務以外の事業で、自己の費用と責任において実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができます。自主事業を実施する場合は、本施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない

範囲において、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けることとします。

## (2) レストラン、売店及び自動販売機等の設置

指定管理者は、利用者サービスの向上を図るため、本施設内にレストラン、売店及び自動販売機等を設置することができます。設置する場合は、管理条例の占有許可を受けることとし、建物及び土地に関する使用料等は市へ納付します。

## 9 指定管理料等に関する事項

### (1) 利用料金制について

利用料金制を採用します。本施設の利用に係る利用料金は、指定管理者の収入となります。利用料金の額は、管理条例第5条に定める使用料の額（管理条例別表第1の各表（備考を含む。）の使用料の額をいう。）の範囲内において、あらかじめ市長の承認（当該額を内税として承認する。）を得た上で、指定管理者が定めることとします。

また、利用料金の減免、予約金の徴収及び還付については、管理条例及び下関市満珠荘の管理等に関する条例施行規則（平成24年規則第10号。以下「管理条例施行規則」という。）の規定に基づき、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを行うことができます。

### (2) 指定管理料

#### ア 指定管理料の額等

管理運営業務に要する経費に充てるため、市は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）予算の範囲内で指定管理者に指定管理料を支払います。なお、5ヵ年の指定管理料の上限額は、総額115,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、各会計年度における上限額は、

令和9年度 22,000千円

令和10年度 22,500千円

令和11年度 23,000千円

令和12年度 23,500千円

令和13年度 24,000千円

（それぞれ消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。上限額を超えて提案がなされている申込みは受理しません。また、指定管理料の額は、申込みの際

に提出のあった収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、市の予算額の範囲内で毎会計年度の年度協定において定めるものとします（提案いただいた指定管理料の額を保証するものではありません。）。なお、年間の指定管理料は、利用料金収入が減少した場合であっても、災害等の特別な場合を除き原則として増額をしませんので、事業計画書及び収支予算書の作成の際は留意してください。

### （３）その他の収入

自主事業に伴う収入については、指定管理者の収入となります。

自主事業によって得られた利益については、更なる利用者増に向けた集客イベントの開催、本施設のサービス向上に向けた取組みへの経費充当並びに指定期間内に発生する突発的な施設及び設備の改修・維持補修費等に充てる特定の目的を持った資金の積立ての実施、あるいは市へ納付することも可能です。申込みに当たっては、自主事業の収支計画を策定し、収支計画書（自主事業分）（様式第３号）に記載するとともに、利益の活用方策を検討した上で、自主事業に伴う利益の活用方策（様式第７号）に記載してください。

### （４）区分経理

管理運営業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを明確に区分して管理することとします。

## １０ 協定に関する事項

市と指定管理者は、協議に基づき協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本事項を定めた基本協定と、年度ごとの本業務の実施に係る事項を定めた年度協定とします。

### （１）基本協定において定める主な事項

- ・ 目的
- ・ 用語の定義
- ・ 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 本施設の設置目的
- ・ ビジョン及び指標
- ・ 目標値の設定
- ・ 目標値の変更

- ・管理物件
- ・指定期間及び会計年度
- ・指定管理者の管理運営業務の範囲等
- ・管理運営業務からの除外
- ・管理運営業務の範囲の変更
- ・管理運営業務の実施
- ・関係法令の遵守
- ・使用許可の運用
- ・業務開始の準備
- ・従業員の配置
- ・委託又は請負の制限
- ・管理物件の改修等の分担
- ・指定管理者の責めに帰すべき管理物件の修繕等
- ・緊急事態への対応
- ・災害拠点としての対応
- ・情報管理及び情報公開
- ・個人情報の保護
- ・しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- ・市による管理物品の貸与
- ・指定管理者による管理物品の購入等
- ・年間事業計画書の提出
- ・年間事業計画書の変更
- ・業務報告書の提出
- ・事業報告書の提出
- ・経営状況の確認
- ・管理運営業務のモニタリング
- ・改善指示、指定の取消し等
- ・モニタリングの公表
- ・指定管理料
- ・指定管理料の減額等
- ・指定管理料の変更
- ・利用料金の取扱い

- ・ 経理及び指定管理者の口座
- ・ 損害賠償等
- ・ 第三者への賠償
- ・ 保険
- ・ 不可抗力によって発生した費用等の負担
- ・ 不可抗力による管理運営業務の実施の免除
- ・ 管理運営業務の引継ぎ等
- ・ 原状回復義務
- ・ 管理物品の取扱い
- ・ 指定の取消し及び管理運営業務の停止
- ・ 不可抗力による指定の取消し等
- ・ 本施設の廃止による指定管理の終了
- ・ 権利及び義務の譲渡の制限
- ・ 連絡調整会議の設置
- ・ 著作権等の使用
- ・ 暴力団等の排除
- ・ 自主事業
- ・ 障害者就労施設等への配慮
- ・ 障害を理由とした差別の解消に係る措置
- ・ 特定個人情報の取扱い等
- ・ 監査
- ・ 請求、通知等の様式等
- ・ 協定の変更
- ・ 解釈
- ・ 協定の費用
- ・ 公租公課の負担
- ・ 疑義についての協議
- ・ 裁判管轄

## (2) 年度協定において定める主な事項

- ・ 趣旨
- ・ 管理運営業務の内容



- ・目標値の設定
- ・年間事業計画書の提出期限
- ・指定管理料
- ・協定の費用
- ・定めのない事項
- ・疑義の解決
- ・履行の決定

## 1.1 その他の留意事項

- ① 申込みに係る経費は、全て申込者の負担とします。
- ② 申込書類は、返却しません。
- ③ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④ 申込受付後に、申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を提出してください。
- ⑤ 申込書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、市は申込書類の内容を無償で利用できるものとします。また、申込書類は、公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。
- ⑥ 申込みをした者又は申込みをしようとする者は、選定委員会において選定結果が出されるまでの間、当該選定に関して、選定委員と接触することを禁止します。
- ⑦ 指定管理候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- ⑧ 指定管理者制度に関する法的関係の複雑化・不安定化を防止するため、指定管理者の市に対する債権債務については、第三者に対する譲渡、継承、担保提供等はできません。
- ⑨ 指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- ⑩ 指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働関係法規（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号））について遵守してく

ださい。

- ⑪ 各種税（消費税・地方消費税、法人市民税・法人県民税等）の取扱いについては、指定管理者で対応してください。
- ⑫ 新旧の指定管理者は、市の定める方法により管理運営業務の引継ぎを円滑に行ってください。また、旧指定管理者の職員のうち希望する者については、新指定管理者のもとで雇用することを要請いたします。
- ⑬ 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによるものとします。
- ⑭ 指定管理者の収入となる利用料金及び自主事業に係る料金の支払にあたっては、社会全体のデジタル化を推進するため、スマートフォンアプリ等を利用したキャッシュレス決済を導入することを要請します。特に、観光施設、飲食の提供施設、物品販売施設その他不特定多数の利用者・来場者のある施設での決済については、当該利用者・来場者等の利便性の向上及び感染症の感染防止の観点から、キャッシュレス決済の導入をお願いします。

（問い合わせ先）

〒 7 5 0 - 8 5 2 1

山口県下関市南部町 1 番 1 号

下関市福祉部長寿支援課（担当：安藤）

電話 0 8 3 - 2 3 1 - 1 1 6 8

F A X 0 8 3 - 2 3 1 - 1 9 4 8

E-mail [fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)